

委員会提案

美濃加茂市議会  
第1回定例会議案

令和6年3月21日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 4 6 号	美濃加茂市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について	1
議第 4 7 号	美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について	3
議第 4 8 号	美濃加茂市議会会議規則の一部を改正する規則について	5

## 議第46号

### 美濃加茂市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

上記の議案を次のとおり美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和6年3月21日提出

議会運営委員長 田口智子

美濃加茂市議会議長 森弓子様

### 記

#### 美濃加茂市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

##### （目的）

第1条 この条例は、美濃加茂市議会議員（以下「議員」という。）が美濃加茂市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

##### （報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における美濃加茂市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

##### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

##### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂

正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

議第 4 7 号

美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり美濃加茂市議会会議規則（昭和 5 1 年美濃加茂市議会規則第 1 号）第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

令和 6 年 3 月 2 1 日提出

議会運営委員長 田 口 智 子

美濃加茂市議会議長 森 弓 子 様

記

美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

美濃加茂市議会委員会条例（昭和 5 1 年美濃加茂市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、文教民生常任委員会及び企画建設常任委員会の所管は、予算決算常任委員会の所管する事項を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 企画建設常任委員会 8 人</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ～ケ</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第 2 1 条 (略)</p>	<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、文教民生常任委員会及び企画建設常任委員会の所管は、予算決算常任委員会の所管する事項を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 企画建設常任委員会 8 人</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 都市政策部の所管に属する事項</u></p> <p><u>ウ～コ</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第 2 1 条 (略)</p>

<p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終わる</u>まで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公聴会開催の手続)</p>	<p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が<u>終る</u>まで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公聴会開催の手続)</p>
<p>第22条 (略)</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(公述人の決定)</p>	<p>第22条 (略)</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(公述人の決定)</p>
<p>第24条 公聴会において意見を<u>聴こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定により</u>あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p>	<p>第24条 公聴会において意見を<u>聞こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ<u>文書</u>で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(公述人の発言)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(公述人の発言)</p>
<p>第25条 (略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。</p>	<p>第25条 (略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聞こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(参考人)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(参考人)</p>
<p>第28条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p>	<p>第28条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第48号

美濃加茂市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により下記のとおり提出する。

令和6年3月21日提出

議会運営委員長 田口智子

美濃加茂市議会議長 森弓子様

記

美濃加茂市議会会議規則の一部を改正する規則

美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節～第8節（略）	第1節～第8節（略）
第9節 公聴会 <u>及び</u> 参考人（第78条—第84条）	第9節 公聴会、 <u>参</u> 考人（第78条—第84条）
第10節（略）	第10節（略）
第2章～第8章（略）	第2章～第8章（略）
附則	附則
（宿所又は連絡所の届出）	（宿所又は連絡所の届出）
第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを <u>変更したときも、</u> また同様とする。	第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを <u>変更したときも</u> また同様とする。
（会議時間）	（会議時間）
第9条（略）	第9条（略）

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 (略)

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員長は、委員会の許可を得て請求しなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 (略)

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員長は、委員会の承認を得て請求しなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 (略)

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待つて議題とする。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告を求めることができる。

2 (略)

(発言の通告及び順序)

第51条 (略)

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査を終らなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 (略)

(発言の通告及び順序)

第51条 (略)

2～4 (略)

5 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2～3 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無

2～4 (略)

5 発言の通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、その通告は、効力を失う。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を越えてはならない。

2～3 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布にかえることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無

記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可否の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会及び参考人

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとす

記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第31条まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可否の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会、参考人

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとす

る利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 （略）

（会議録の記載事項）

第85条 （略）

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によつて記録する。

（動議の撤回）

第98条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

（発言内容の制限）

第114条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を越えてはならない。

2 （略）

（委員外議員の発言）

第115条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。

（委員長の発言）

第116条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければなら

る利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 （略）

（会議録の記載事項）

第85条 （略）

2 議事は、速記法又はその他の方法によつて記録する。

（動議の撤回）

第98条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

（発言内容の制限）

第114条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を越えてはならない。

2 （略）

（委員外議員の発言）

第115条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。

（委員長の発言）

第116条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければなら

い。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言の取消し又は訂正)

第122条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言の取消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の配布)

第123条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第126条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第129条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第130条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第133条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで及び第32条第

い。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

(発言の取消し又は訂正)

第122条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言の取消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第123条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

(表決問題の宣告)

第126条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第129条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第130条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第133条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第31条まで及び第32条第1項の規定を準用する。

1 項の規定を準用する。

(簡易表決)

第135条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第136条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第137条 (略)

2～4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第139条 請願は、会議において紹介議員から説明がある場合はこれを聞いた後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、

(簡易表決)

第135条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第136条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第137条 (略)

2～4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第139条 請願は、会議において紹介議員から説明がある場合はこれを聞いた後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又

議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査報告)

第141条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 (略)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第142条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したもののについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第143条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定の通知)

第148条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(請願の審査報告)

第141条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 (略)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第142条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したもののについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第143条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定書の交付)

第148条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書

(携帯品)

第150条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配布許可)

第155条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の審査)

第159条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第159条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第150条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第155条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の審査)

第159条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。





*Walkable City*  
*Minokamo*